

## オンラインゲームに基づくトラブル① ～「課金」編～

このコロナ禍を経て、子どもたちが自宅でゲームをして過ごす時間が長くなっています。子どもたちが、スマートフォン端末等やゲーム機を使ってオンラインゲームで遊ぶ中で、子どもが保護者の許可なく課金をしてしまったというトラブルが急増しています。スマホゲームの「課金」について、どのような約束をお子さまとしているでしょうか。「スマホで課金はしない」というルールにしているご家庭も多いと思いますが、スマホゲームの多くは、アイテムやキャラクターなどを手に入れるために「課金」をしたくなる仕組みを備えています。大人が「課金」の方法、仕組みを理解し、子どもたちが不要なトラブルに巻き込まれないようにしましょう。

### ◇相談事例

【事例1】小学生がオンラインゲームで150万円以上も課金していたが、決裁完了メールが子どもに削除されていたため気が付かなかった。

【事例2】子どもが親のアカウントを使って家庭用ゲーム機で遊び、アカウントに登録されていたクレジットカード情報を利用して課金していた。

### ◇福井県でのオンラインゲーム相談件数（消費生活センター調べ）

|       | R3年度 | R4年度 | R5年度（7月末） |
|-------|------|------|-----------|
| 10歳未満 | 3件   | 1件   | 0件        |
| 10歳代  | 10件  | 12件  | 5件        |



福井県でも令和3年度から、子どもが巻き込まれた相談が10件以上あり、今年度も5件の相談がありました。オンラインゲームをしているお子さんがいるご家庭では、他人事ではありません。

### 保護者へのアドバイス

#### 1、第一に保護者のアカウントを利用させない

保護者のアカウントで子どものアカウントを管理・保護できるようにペアレンタルコントロールを利用しましょう。

#### 2、保護者のアカウントを利用させる場合の注意点

保護者が子どもの「課金を防ぐ」「課金に気づく」ために、事前に保護者のアカウントの設定を確認しましょう。

#### 3、トラブルが生じたらすぐに相談

未成年者が保護者の許可なくオンラインゲームの課金をしてしまった場合は、未成年者契約の取り消しが可能な場合があります。不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう。

### ※消費者ホットライン「188（いやや!）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等を案内する全国共通の3桁の電話番号

<出典> 国民生活センターHP より

「スマホを渡したただけなのに…」「家庭用ゲーム機でいつの間に…」子どものオンラインゲーム課金のトラブルを防ぐには？  
[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210812\\_2.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210812_2.html)

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県防災安全部県民安全課

☎:0776-20-0745（直通） メール：[kenan@pref.fukui.lg.jp](mailto:kenan@pref.fukui.lg.jp)

★子どもの安全安心に関する情報などをX（旧Twitter）で発信しています→

